

○郵便入札無効の要件

- 1 光地区消防組合財務規則（昭和 5 1 年光地区消防組合規則第 2 号）及び光地区消防組合物品調達等入札心得（一般競争入札、指名競争入札）第 8 項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する郵便入札は無効とします。
 - （1） 入札書を郵便以外の方法で送付した入札
 - （2） 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
 - （3） 同一の入札参加者名による入札書が 2 通以上送付された入札
 - （4） 代理人の記名押印がある入札
- 2 到着した入札書が無効の場合であっても、入札書は返却しません。

○郵便入札の立会いについて

入札参加者は、入札の開札に立ち会うことができます。

入札参加者が立会いを希望するときは、入札日前日の正午までにファクシミリで企画財務課に申込みをしてください。

立会いについては、感染症拡大防止対策等のため、やむを得ず行わないことがあります。ただし、この場合は、当該開札に関係のない消防組合の職員を立ち合わせます。